

これだけはおさえておきたい!

契約の基礎知識



売買契約



運送契約



回線契約



実は、日常は契約で成り立ってる!

契約入門

コンビニで飲み物を買ったり(売買契約)、電車に乗ったり(運送契約)、日常契約なしに過ごすことはできません。信頼の上で成立する契約、消費者としてどんな注意が必要でしょうか?



- 契約は口約束でも電話でも両者の合意で成立します。
- また、一度契約したら勝手に契約を解除することはできません。

次のようなとき、契約や解約は成立するでしょうか?

正しいものに○を、そうでないと思うものに×をつけましょう。

1	電話で寿司の出前を頼んだ。電話での注文でも契約は成立する。	
2	コンビニで弁当とお茶を買った。店頭での買い物なので契約とはいえない。	
3	携帯電話で友達と話した。この行為は契約である。	
4	インターネットでコンサートのチケットを申し込んだ。受付けたという承諾通知(メール)は届いたが、チケットは手元に届いていないので契約は成立していない。	
5	街頭での勧誘でエステの契約書にサインをしたが、印鑑は押さなかったため、契約は成立していない。	
6	プラズマテレビを代金立替払い(10回払い)のクレジットで買ったが、テレビの音が突然消えることがある。信販会社から立替払いの請求が来てもすぐに払う必要はない。	
7	18歳のA君が、親に内緒でDVDレコーダーを買った。後日、商品を返品して、この契約を取り消すことはできない。	
8	19歳のBさんは、成人だと偽って高価な美顔器を買った。親が、この契約を取り消すことはできない。	
9	Uさんは宝石店のVIPルームに通され、指輪の説明を長時間受けていたが、帰りたいのに帰してもらえず、購入契約をしてしまった。VIPルームまで入って契約したのだから解約はできない。	
10	スポーツジムの契約書に「ケガの損害賠償は一切しません」との規定があった。ジムのトレーニングマシンで怪我をしたが賠償してもらえない。	



答えと説明

- : 電話でも契約成立。
- ×: お店での買い物は売買契約。
- : 電話会社との回線契約。
- ×: チケットが届いてなくても、承諾通知が届いた時点で契約成立。
- ×: サインでも契約成立。
- ×: 売買契約とクレジット契約の二つの契約なので、買ったお店に商品の不備などを連絡。信販会社には支払いの停止の書類を送れば、トラブルが解消するまで支払請求を拒否できる。
→ 文書で信販会社に支払い停止の手続きを!
- ×: 親権者の同意のない未成年者の契約は、未成年者が親権者のどちらでも取り消すことができる。
- : 成人と偽ったので、解約はできない。ただし、店員が20歳と書くように指示した場合は解約できる。
- ×: 消費者契約法の退去妨害として、取消しできることもあるが、「帰りたい」「いません」との意思表示が必要。
- ×: 「事業者の損害賠償を全部免除し消費者に一方向的に不利益な条項」にあたるので、消費者契約法で無効を主張することができ損害賠償を請求できる。

豆知識

売主に対する抗弁権(相手の請求を止める権利)が信販会社に接続されるので「抗弁権の接続」という。

「契約」ってこんなに身近なものだったんだ!

